

団体内統合宛名システム更改等業務R F I 仕様書

1 目的

国が進める社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）の規定に基づき、国が整備する情報提供ネットワークシステムで特定個人情報に係る情報連携を行うため、鳥取県、岡山県及び広島県（以下「3 県」という。）並びに島根県及び山口県（以下「2 県」という。）における、個人を一意に特定するための団体内統合宛名番号の付番・管理等を行う団体内統合宛名システム（以下「宛名システム」という。）を更改する。

2 基本方針

(1) 次期宛名システムの整備方針

宛名システムは、中間サーバーと複数の業務システム（標準準拠システムを含む。以下同じ）との連携を実現させるものであり、情報提供ネットワークシステムの仕様変更など番号制度の改正に柔軟に対応するとともに、既存の業務システムとの連携に支障のないよう更改する必要があるため、現行宛名システムの基本設計に準じたものとして整備を行う。

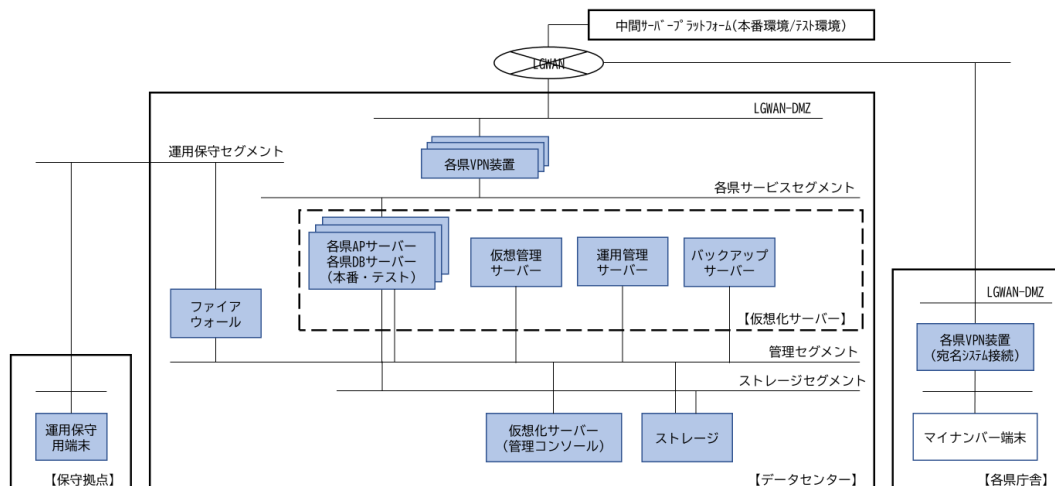
また、新たに導入する製品は、デジタル庁が公表する「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に準拠した製品であることとする。

(2) 宛名システムの共同利用

スケールメリットによる調達及び運用・保守に係る経費低減のため、次期宛名システムは、3 県、3 県に 2 県のうち 1 県を加えた 4 県（以下、「4 県」という。）又は 3 県に 2 県を加えた 5 県（以下、「5 県」という。）による共同利用を前提とする。

なお、3 県は現行宛名システムにおいて共同運用を実施しており、民間データセンターに Web システムの基盤を構築し、LGWAN-ASP により各県のマイナンバー系ネットワークを介して利用している。また、2 県の現行宛名システムは、2 県が個別に構築・運用しているシステムであり、3 県と構成が異なることから、次期宛名システムの構成、データ移行方法等を検討するにあたって留意すること。

※参考 1 3 県が共同利用する現行宛名システム構成図



(補足) 網掛けの機器等及び同機器等のネットワーク接続が調達範囲
LGWAN 接続ルータ・ファイアウォールは調達対象外

※参考2 3県と2県の現行宛名システムの構成の違いの一例

3県においては、知事部局と教育委員会が同一のシステムを共有しつつ、各部局の管理を論理的に分離した1システム構成を採用している。一方、島根県においては、知事部局と教育委員会がそれぞれ独立したシステム構成としている。

(3) 既存業務システム等に負担の掛からない仕組み

現行宛名システムと連携している既存業務システム等において、インターフェイス変更等の負担が掛からない仕組みを持ったシステムを構築すること。

(4) セキュリティ対策の重視

宛名システム及び保有データは各県個別のものであり、一団体の業務エラー等が他団体のリスクとならないよう、通常の個別システム同様のセキュリティを確保すること。

特定個人情報の取扱いについては細心の注意を払うことが求められていることから、考え得るリスクを想定した上での宛名システムにおける合理的な対策が必要である。また、宛名システムの利用に関係する機器や職員等への適切な指示等も必要とされる。

(5) 更改スケジュール（予定）

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ① 令和8年4月 | 入札公告 |
| ② 令和8年6月 | 一般競争入札（総合評価落札方式）、業務委託契約 |
| ③ 令和8年7月～12月 | システム設計、開発、構築等 |
| ④ 令和9年1月～3月 | 連携テスト、移行等 |
| ⑤ 令和9年4月～ | 利用開始（運用・保守の開始） |

(6) 契約方法

- ① サービス移行費（令和8年度分）について、委託料として単年度契約
- ② サービス利用料（令和9年度以降分）について、使用料として単年度契約又は長期契約（各県の指定する長期継続契約又は複数年度契約。いずれも予算成立が前提）

(7) 共同調達の方法

- ア 調達に係る業務仕様書は各県共通とする。
- イ 原則として一般競争入札（総合評価落札方式）とする。
- ウ 事業者選定に当たっては、各県の総意により契約候補者を選定する。
- エ 更改・運用に係る費用は、各県が均等に負担する。
- オ 契約候補者と各県は、宛名システムの更改・運用に係る契約を各々締結する。

3 業務概要

(1) 業務の名称

団体内統合宛名システム更改等業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。但し、基本設計に当たっては現行宛名システムの基本設計に準じたものとし、運用・保守は5年間を前提とする。

- ア プロジェクト管理

イ 基本設計の実施

- ① 機能要件
- ② セキュリティ要件
- ③ 稼働環境要件
- ④ データ移行要件
- ⑤ 開発・運用要件
- ⑥ その他要件

ウ 詳細設計の実施

基本設計に基づき詳細設計を実施すること。

なお、システム導入に必要な設定情報の確認及び外部システム等との調整事項の確認などを実施すること。

エ システム開発の実施

詳細設計に基づき宛名システムを開発又は設定し、単体テスト及び結合テストを実施すること。

オ ソフトウェアの調達

宛名システムに必要な OS、ミドルウェア等のソフトウェアを調達し、必要な設定及びテストを実施すること。なお、調達するソフトウェアは、運用期間中、商用サポートが受けられること。

カ ハードウェアの調達

宛名システムに必要なサーバー及び管理端末等のハードウェアを調達し、必要な設定を実施すること。なお、調達するハードウェアは、運用期間中、商用サポートが受けられること。

キ システム構築・総合テストの実施

宛名システムを構築し、既存業務システムとの連携に必要なデータ移行を行い、既存業務システム、中間サーバー及び住民基本台帳ネットワークシステムとの連携テストを実施すること。

ク 教育・研修の実施

各県のシステム管理者等に対し、運用管理に必要な研修を実施すること。

ケ 運用・保守の実施

運用・保守計画を策定し実施すること（操作者研修、情報提供ネットワークシステムの仕様変更（データ標準レイアウト改版等）に伴う改修等を含む。）。

(3) 業務の成果物

- ① プロジェクト管理書一式
- ② 基本設計書一式
- ③ 詳細設計書一式
- ④ システム構築関連一式（構築作業手順書、設定シート等）
- ⑤ テスト関連一式（試験実施手順書、試験成績表等）
- ⑥ 教育・研修関連一式（研修資料等）
- ⑦ 移行計画書一式
- ⑧ 運用・保守関連一式（運用・保守計画書、運用手順書）
- ⑨ システム利用関連一式（システム操作マニュアル、システム管理マニュアル等）
- ⑩ その他ドキュメント一式（本業務に係る打合せ資料、議事録等）

※電子ファイルは、Microsoft 社の Word、Excel、PowerPoint 又は PDF（ファイル内文字検

索が可能なこと。)のいずれかの形式とする。

(4) 業務の実施期間

(2)のアからクまでの業務 契約締結の日から令和9年3月31日まで

(2)のケの業務 令和9年4月1日から5年間で予定(単年度契約又は長期契約(各県の指定する長期継続契約又は複数年度契約。いずれも予算成立が前提))

4 機能要件に係る説明

(1) 機能要件

別添2「機能要件表」に記載の項目を具備し、現行業務を引き続き適正かつ効率的に実施できる機能を有するシステムとして構築すること。また、デジタル庁が公表する「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書(2.5版)」の「団体内統合宛名機能」に示されている機能を満たすこと。

(2) 前提条件

次の文書を参考として設計を行うこと。なお、これらの文書及びその他参照すべき文書が更新された場合は、最新の情報を反映して参考とすること。

ア 現行宛名システムに係る「団体内統合宛名システム基本設計書」(別途提供)

イ 自治体中間サーバー・ソフトウェア 外部インターフェイス仕様書 第3.4版

ウ 【別冊】外部インターフェイス仕様書(情報提供等記録開示システム連携) 第2.2版

エ 自治体中間サーバー・ソフトウェア システム方式設計書 第3.1版

オ 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書 第2.5版

カ 住民基本台帳システム 一括提供方式による本人確認情報の利用 外部インターフェイス仕様書(都道府県版) 第4.1版

キ その他情報提供ネットワークシステム、中間サーバー及び住民基本台帳ネットワークシステムとの接続等に係る仕様書及びデータ標準レイアウト関連様式

(3) 留意事項

ア 中間サーバーは情報保有機関(知事部局、教育委員会)ごとに設置されるため、それぞれの中間サーバーに対応すること。

イ 中間サーバーは本番環境と別にテスト環境が設置されるため、それぞれの中間サーバーに対応するよう宛名システムも本番環境と別にテスト環境を設置すること。

ウ 符号の取得依頼における住基ネットとの連携については、媒体連携を前提とすること。

エ 大きな制度変更等に対応するためのシステム改修を行う場合は、各県は相互に連絡調整を図り、改修仕様の標準化を図るものとする。

5 セキュリティ要件に係る説明

セキュリティ要件について、民間データセンターまたはクラウドサービスの提供機能(ネットワーク機能、ストレージ機能等)を利用する場合、受託者が実施したものとみなして要件充足を判断する。6以降の要件についても同様とする。

(1) 権限設定

宛名システムは個人番号をその内容に含む特定個人情報を取り扱うため、正当な権限のない

者による情報へのアクセスやデータの不正な利用・改ざんが行われないよう、必要なアクセス権限設定ができるようにすること。

(2) 情報セキュリティ対策

宛名システムの設計・開発、運用・保守について、各県との契約事項（個人情報取扱特記事項を含む。）を遵守すること。また、各県の情報セキュリティ対策基準を遵守すること。特に、次の対策は確実に実施すること。

- ア 使用するOSを含むソフトウェアについて、セキュリティの脆弱性に関する情報に注意し、最新のセキュリティパッチを適用すること。
- イ 宛名システムで整備するすべてのサーバーについて、ウイルス対策ソフトウェアを導入すること。また、運用期間中は常時最新のパターンファイルを適用し、定期的なウイルススキャンを行うこと。
- ウ なりすましや管理者権限の不正取得等ができないよう措置すること。
- エ 民間データセンターまたはクラウドサービスのストレージ機能（バックアップ用を含む。）を利用する場合、マイナンバー利用事務系として独立性と安全性が確保されるよう、論理的に分離すること。
- オ 民間データセンターまたはクラウドサービスを利用する場合、受託者以外が宛名システムを操作できないよう措置すること。
- カ 各種ログを収集し、万一事故が発生した場合に、追跡可能な情報を収集・保管・分析すること。
- キ 庁内ネットワークと宛名システムとの間の通信は、宛名システムの利用に必要なプロトコルのみに制限し、不必要な通信は遮断すること。
- ク 独自でインターネットへの接続口は持たないこと。
- ケ 各県が提供した資料、データ等は宛名システムの設計・開発、運用・保守以外の目的で使用してはならない。資料、データ等は機密保持可能な特定の作業場所で管理し、作業場所、作業者、保管場所を報告すること。
- コ 情報セキュリティの管理について、技術的なセキュリティ対策だけでなく、人的セキュリティ対策も含めた総合的なセキュリティ確保の仕組みを構築すること。
- サ ストレージ内のデータについて、本業務で利用したストレージを処分する際は、各県の要求する基準により物理破壊すること。仮想ストレージなど物理破壊できない場合は、データ復元ができないよう消去すること。なお、総務省から提供されている「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和7年3月版)」の「第4編 地方公共団体におけるクラウド利用等に関する特則（例文・解説）」の「(8.3. 外部サービス（クラウドサービス）の利用（自治体機密性2以上の情報を取り扱う場合）(8) クラウドサービスを利用した情報システムの更改・廃棄時の対策③の解説）」に記載されている「除去」もしくは「破壊」を想定している。
- シ 「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」に準拠すること。

6 稼働環境要件に係る説明

(1) ハードウェア構成

ア サーバー等

次期宛名システムのサーバー等は、機器の調達またはクラウドサービスの利用により整備

するものとし、次の要件を全て満たすこと。

(機器の調達をする場合)

- ① 機器ラック整備、ネットワーク工事及び電源工事は受託者が実施すること。
- ② サーバー等の機器の構成について、セキュリティ対策、データ保護及び運用・保守に必要な冗長化等を行う場合においても、低コスト化、省スペース化、省エネルギー化について考慮すること。
- ③ サーバー等の機器について、原則として特定のベンダーや固有技術にとらわれない、標準仕様を採用した機器とすること。
- ④ サーバー等の機器について、障害時の部品調達等が速やかに行える汎用的なものとする
- ⑤ サーバー等の機器について、想定を超える拡張が必要となった場合でもリソースが拡張可能な構成とすること。
- ⑥ 撤去費用については、受託者の負担とすること。

(クラウドサービスを利用する場合)

- ① 利用するクラウドサービスの提供事業者が ISO/IEC27017 及び ISO/IEC27018 による ISMS 認証を受けていること。
- ② 利用するクラウドサービスが政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) のクラウドサービスリストに登録されていること。

イ クライアント端末（各県の庁内 LAN に接続される職員利用 PC）

各県は中間サーバーとの情報連携について、原則として宛名システムを利用して行うことを想定している。このための次のクライアント端末の利用を可能とすること。

- ① OSは Windows 11 とし、詳細設計確定時の最新版まで宛名システムを対応させること。
- ② ウェブブラウザは Microsoft Edge 及び Google Chrome とし、詳細設計確定時の最新版まで宛名システムを対応させること。

(2) ソフトウェア構成

ア 職員利用 PC に有償又は特殊なアプリケーションのインストールをすることなく利用できる構成とすること。

イ 職員利用 PC の増加によるソフトウェアライセンス料の増加が発生しない構成とすること。

ウ 各県は、職員利用 PC で利用する OS 及びウェブブラウザのバージョンアップについて、宛名システムで動作確認されるまでの間は保留するよう努める。

(3) 施設要件

サーバー等を整備するデータセンターについては、次の要件を満たすこと。

ア 建物の立地は、国内にあること。

イ 建物の立地は、活断層が直近にないこと。

ウ 建物は、現行建築基準法で規定されている耐震性能を満足し、かつ、同法で規定されている耐火建築物であること。また、震度 6 強の地震に耐えうる耐震又は免震構造であること。

エ 自動火災報知システムが適切に配置及び適用されていること。

オ ガス消火装置が設置され、火災時の被害を最小限にとどめるための対策が講じられていること。

カ 漏水検知システム、熱検知システム等の検知システムにより防火・防水対策を講じていること。

- キ 電源供給設備は多重化されており、24 時間 365 日の安定供給が可能であること。
- ク 機器ラックに必要な電力供給が可能なこと。
- ケ 非常時に備え自家発電設備を設け、サーバー設置室の電源容量、運用機器電源容量に加え、最低限の施設・設備運用に必要な電源容量以上の性能を有すること。また、非常用バックアップ発電機の電源供給可能時間は、外部からのエネルギーの供給に依存せずに 24 時間以上確保できること。
- コ 必要な電源容量を確保する CVCF 装置（CVCF 機能を有する UPS を含む。）を配備していること。
- サ 24 時間 365 日の警備が可能であり、厳重な入退館管理がなされていること。また、サーバー設置室には入退室及び室内監視用の設備が設置され、常時監視が可能であること。
- シ 空調設備は多重化されており、24 時間 365 日、一定条件にて安定した運用環境の提供が可能であること。また、機器類が正常動作できる温湿度に調整できること。

7 データ移行要件に係る説明

(1) データ移行

- ア 原則、本業務の受託者が主体となり、現行宛名システムの運用業者（以下「現行業者」という。）と確認・調整を行い、必要なデータ移行を実施すること。
- イ 次期宛名システムの稼働開始又は既存業務システムとの連携開始に当たっては、現行宛名システムから必要なデータを取り込むこと。なお、現行宛名システムからのデータ抽出は、現行業者が汎用ソフトウェアで識別可能な CSV 形式等に出し、データの論理的構造情報を添付して提供することとしているが、特段の調整（次期宛名システム向けの移行データや変換ツール作成等）が必要な場合は、本業務に係る費用に含めること。
- ウ 中間サーバーとの情報連携のために必要な処理を行うこと。システム移行に際して団体内統合宛名番号の登録や符号取得要求等の必要な作業を実施すること。

(2) 契約期間終了に伴うデータ抽出要件

- ア 宛名システムの契約期間終了に伴い、宛名システムの後継システムに移行するために必要なデータ抽出を行うこと。抽出したデータ形式は汎用ソフトウェアで識別可能な CSV 形式等とし、データの論理的構造情報も添付すること。
- イ 宛名システムの契約期間が終了した後、宛名システムのログ管理機能で記録しているログのデータ抽出を行うこと。抽出したデータ形式は汎用ソフトウェアで識別可能なテキスト形式等とすること。

8 開発・運用要件に係る説明

(1) 設計・開発の体制等

- ア 受託者は、各県の宛名システム管理者等を通じて業務を実施すること。なお、共通する業務については、各県は相互に連絡調整を図り、業務の標準化を図るものとする。また、共通する業務については集合会議の形式を原則とする。ただし、既存業務システムとの連携設定や障害対応などで個別対応が必要な場合は、各県の宛名システム管理者等を通じて業務を実施すること。
- イ 前項のほか、受託者との調整が必要な事項については、各県は相互に連絡調整を図り、速やかに統一した意思決定を図るよう努める。
- ウ 受託者は、現行業務と次期宛名システムとの適用分析を行うこと。

- エ 受託者は、既存業務システムへの影響調査等を通じて、次期宛名システムとの連携要件を確認すること。
- オ 受託者は、業務の実施に当たり、全体管理、品質管理、リスク管理、コミュニケーション管理、人的資源管理など、必要なプロジェクト管理を実施すること。
- カ 受託者は、各県が指定する期日までに、前項の事項に係るプロジェクト管理書のほか、業務内容、業務実施手順、業務実施体制、契約該当県との業務推進に係る連絡手順・体制及び業務全体のスケジュールなど業務の円滑かつ確実な実施に必要な事項を記載したプロジェクト計画書（WBSを含む。）を提出すること。
- キ 受託者は、前項のプロジェクト計画書に基づいて業務を実施すること。
- ク 受託者は、協力企業を含め主要な構成員（プロジェクトマネージャー、各フェーズの責任者等）について、体制図に所属及び氏名を明記し、保有している資格や業務経歴など、業務に必要なスキルを有することを示す資料を提出すること。
- なお、プロジェクトマネージャー等主要な構成員に関しては、団体内統合宛名システムに係るプロジェクト従事経験がある者を充てること。
- ケ 受託者は、業務の実施過程において作成した文書及びデータ（以下「文書等」という。）は全て適切に管理し、各県との情報共有の仕組みを整備すること。また、定例報告会議を実施する等により、課題等の懸念事項・共有事項等を明確化し、適切に管理すること。なお、業務において作成される文書等は、各県の求めに応じて、速やかに提示すること。
- コ 受託者は、業務の進捗状況を随時適切に管理し、定量的に把握できる仕組みを整え、各県の求めに応じて随時報告できるよう管理すること。進捗に遅延が生じた場合はその理由及び対策を明確にし、各県に報告すること。
- サ プロジェクト計画書の記載事項を変更しなければならない事情が生じた場合は、受託者は、変更理由や当該変更の業務への影響を明確にし、文書等により報告するとともに、プロジェクト計画書等の文書等に当該変更内容を反映し、各県の承認を受け、変更履歴を管理すること。

(2) 運用・保守の体制等

運用・保守の体制等の概要については以下のとおりである。

- ア 運用・保守を円滑に行うための保守手引書及び連絡体制を整え、各県の承認を受けること。
- イ 運用・保守に係る受付窓口は、各県ごとに一元化すること。また、共通の受付窓口とするなど宛名システムの運用・保守の効率化が図られる体制とすること。
- ウ 対応時間は、原則として平日の 8 時 30 分から 17 時 30 分とすること。ただし、障害等の発生により、業務に影響を与える場合は、この限りでない。
- エ 各県との情報伝達方法は、原則として電話及び電子メールとし、それらを受ける環境を整備すること。
- オ 各県が委託する既存業務システム等の運用・保守業者に協力すること。
- カ データセンターへの入館・入室、作業実施等に当たっては、データセンター施設管理者の指示に従うこと。

(3) 平常時の運用・保守要件

- ア 運用・保守計画、保守手引書等に基づき作業を実施すること。
- イ 運用監視を行うこと。
- ウ 日次及び月次のバックアップ管理を行う設備を設けること。また、バックアップしたデー

- タを速やかにリストアできる設備を設けること。
- エ コンピュータウイルス、ソフトウェア脆弱性等の情報を得た場合は、各県と協議の上、必要な対策を実施すること。実施前及び実施後に宛名システムが正常に動作することを確認すること。
- オ アクセスログ、操作ログ等のシステム操作履歴（以下「操作履歴」という。）の月次取得及び確認を行い、各県に報告すること。また、各県がセキュリティ確保の必要性から任意の時期に操作履歴の取得及び確認を依頼した場合は、対応すること。
- カ 操作履歴は、7年間又は運用・保守の委託期間のいずれか短い期間、保管すること。
- キ ユーザー情報等のマスター管理及びジョブ管理等の定義ファイルの更新を行うこと。
- ク 制度改正等による情報連携の項目の追加・変更等を行うこと。正常に改版後のデータ標準レイアウトにて情報連携できるための対応、費用負担、受託者と各業務課との役割、テストの考え方について提案すること。
- ケ 運用・保守の状況について、月1回以上、各県に報告すること。
- コ 「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」で求めている不正アクセス対策として、県が必要に応じて行うアクセスログ等の分析の支援を行うこと。

(4) 非常時の運用・保守要件

- ア 運用・保守計画、保守手引書等に基づき作業を実施すること。
- イ 障害発生時には、速やかに保守要員を現地等に派遣し、必要な調査、一次切り分け、暫定・恒久措置を実施すること。各作業の実施に際しては、各県又は影響のある県と協議の上、作業内容・時間等を決定すること。
- ウ 障害復旧後には、報告書を作成し、各県又は影響のある県に提出すること。

9 その他要件に係る説明

(1) アクセシビリティ要件

- ア ユーザーインタフェースは、簡単かつ直感的に操作できるものとする。
- イ 画面構成は、可能な限り統一感を持たせること。
- ウ 操作方法は、可能な限り統一感を持たせること。

(2) 信頼性要件

- ア サーバー等の構成について、運用・保守に必要な冗長化等を行う場合においても、低コスト化、省スペース化、省エネルギー化について考慮すること。
- イ 障害の発生を未然に防止又は速やかに発見できる機能を有すること。
- ウ 停電、落雷等におけるシステム障害を回避するため、安全にシャットダウンできること。
- エ 障害発生時は、前日のバックアップデータを用いてデータ復旧できること。
- オ 業務時間内における年間稼働率は、99.0%以上を前提としたものとする。

(3) 性能要件

- ア 受託者は、プロジェクト管理に当たり、適切なサービスレベルを設定するとともに、各県と協議して本番稼働日までにサービスレベル協定（以下「SLA」という。）を締結すること。また、SLAには、サービスレベル基準値を満たすことができなかった場合のペナルティルール等も含めること。

イ サービス品質は、宛名システムの稼働当初は安定しないことが想定されるため、本稼働後 6 ヶ月間の初期運用期間を設け、サービスレベルの測定を行った上で、各県と協議を行い SLA の見直しを行うこと。

ウ 受託者は、策定したサービスレベルについて測定・監視し、各県に定期的に報告すること。

エ 前 3 項に関わらず SLA には次の基準を含むものとする。

- ① 1,000 件の業務宛名情報登録及び統合宛名番号付番を 30 分以内に処理できること。
- ② 1,000 件の一括情報照会要求を 3 分以内に処理できること。

(4) 規模要件

現在のデータ量は概ね次のとおりである。運用・保守契約の期間中のデータ量の増加に伴うストレージの確保は、契約の範囲内で対応すること。

	鳥取県	岡山県	広島県	島根県	山口県
利用者アカウント数	約 240 個	約 470 個	約 280 個	約 70 個	約 65 個
団体内統合宛名番号付番件数	約 134 千人	約 389 千人	約 439 千人	約 158 千人	約 338 千人

(5) 個別対応要件

受託者は、宛名システムに関係する以下の業務について、必要とする団体があった場合には、別途個別に契約の上、対応できること。

ア 中間サーバープラットフォーム接続用 V P N 装置運用保守業務

各県が設置する、中間サーバープラットフォームと接続するための V P N 装置に関して、運用保守及び機器更改作業を行う。

イ 未電算システムに係る連携データ作成ツール開発業務

各県において、業務システムが構築されていない番号業務に関して、宛名システムと連携するためのデータ作成が容易に可能となるツール（Excel 及びバッチファイルによる）を開発する。

ウ 副本データ検証用ツール開発業務

各県において、中間サーバー等の副本データベースに登録を行った特定個人情報の正確性を確保するため、業務担当課が副本データを一括検証できる検証用ツールを開発すること。

10 納品に係る説明

(1) 品質管理体制等

ア 宛名システムの本格稼働までに、テスト要件定義に基づき単体テスト、連携テスト、総合テスト等を段階的に行い、その都度、各県の承認を得ること。

イ テスト結果が記された試験成績表を作成し、各県が指定する期日までに提出すること。

(2) 納入物及び納入期限

3 の(3)の成果物について、各県の指定する場所に、令和 9 年 3 月 31 日までに納品し検査完了すること。

(3) 教育・研修

ア 各県の宛名システムの運用管理者等に対して、運用方法やシステムの操作などの必要な操作研修を実施すること。

イ 研修で利用する運用マニュアル、操作マニュアル、研修資料等を作成すること。

ウ 各県の宛名システムの運用管理者等が、業務担当者向けの研修・説明を行うことを予定しているが、その際の不明点等について対応すること。

11 知的財産権

本業務で作成した成果物の著作権は、本業務の検収が完了したときに、受託者から県に移転するものとする。ただし、受託者が本業務の開始以前から保有又は本業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は受託者に留保され、その使用权のみ県に許諾するものとする。

12 再委託

受託者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを各県があらかじめ書面により承認した場合を除き、第三者に再委託してはならない。

13 秘密保持

受託者は、本業務の実施に当たって知り得た業務上の秘密の保持に留意するとともに、本業務の成果物そのものを各県の承諾なく公表し、又は他に漏らしてはならない。

14 損害賠償

本業務の実施に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、県の責任による場合を除き、受託者がその賠償責任を負うものとする。

15 追完請求権

本業務の成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本契約書及び仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて各県の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。